

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（案） 新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）</p> <p>電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理（第三条―第五条）</p> <p>第三章 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社</p> <p>第一節 総則（第六条―第八条）</p> <p>第二節 業務等（第九条―第十八条）</p> <p>第三節 雑則（第十九条―第二十一条）</p> <p>第四章 罰則（第二十二条―第二十八条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、電子情報処理組織による税関手続その他の輸出入等に関連する手続の迅速かつ的確な処理に資する事項及び輸出入</p>	<p>電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）</p> <p>電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 電子情報処理組織による税関手続（第三条―第五条の二）</p> <p>第三章 独立行政法人通関情報処理センター</p> <p>第一節 総則（第六条―第十二条）</p> <p>第二節 役員及び職員（第十三条―第十七条）</p> <p>第三節 業務等（第十八条・第十九条）</p> <p>第四節 雑則（第二十条―第二十五条）</p> <p>第四章 罰則（第二十六条・第二十七条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、税関手続を電子情報処理組織を使用して迅速かつ的確に処理するため、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）、</p>

・港湾関連情報処理センター株式会社の業務の適正な運営を確保するために必要な措置を定めることにより、我が国の港湾及び空港における貨物の流通及び人の往來の円滑化を図り、もつて我が国の産業の国際競争力の強化に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律（第一号に掲げる用語にあつては、次条第一項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子情報処理組織 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と税関その他の関係行政機関（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項（定義）に規定する港湾管理者を含む。）の使用に係る電子計算機及び当該関係行政機関以外の輸出入等関連業務を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

二 輸出入等関連業務 次に掲げる業務をいう。

イ 国際運送貨物に係る税関手続その他の業務で政令で定めるものの

ロ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号

とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）、特別とん税法（昭和三十三年法律第三十八号）、消費税法（昭和六十三年法律第八号）、酒税法（昭和二十八年法律第六号）、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）、揮発油税法（昭和三十三年法律第五十五号）、地方道路税法（昭和三十年法律第四号）、石油ガス税法（昭和四十年法律第五十六号）、石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）、輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（その他関税等に関する法令及び通関業法（昭和四十二年法律第二十二号）の特例を設けるとともに、電子情報処理組織により処理される国際貨物業業務の適正な運営を図るため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子情報処理組織 独立行政法人通関情報処理センターの使用に係る電子計算機と、税関及び通関業者その他の国際貨物業業務を行う者の事務所その他の事業場に設置される入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

二 国際貨物業業務 国際運送貨物に係る税関手続その他の業務で政令で定めるものをいう。

。これに基づく命令を含む。）に基づく申請等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第二条第六号（定義）に規定する申請等をいう。ハからヘまで及び次条において同じ。）又は処分通知等（情報通信技術利用法第二条第七号に規定する処分通知等をいう。ハからヘまで及び次条において同じ。）であつて政令で定めるものに関する業務

ハ 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。これに基づく命令を含む。）又は検疫法（昭和二十六年法律第二百一号。これに基づく命令を含む。）に基づく申請等又は処分通知等であつて政令で定めるものに関する業務

ニ 植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号。これに基づく命令を含む。）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号。これに基づく命令を含む。）その他の農林水産大臣の所管する法律（これに基づく命令を含む。）に基づく申請等又は処分通知等であつて政令で定めるものに関する業務

ホ 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。これに基づく命令を含む。）に基づく申請等又は処分通知等であつて政令で定めるものに関する業務

ヘ 港則法（昭和二十三年法律第百七十四号。これに基づく命令を含む。）その他の国土交通大臣の所管する法律（これに基づく命令を含む。）に基づく申請等又は処分通知等であつて政令で定めるものに関する業務

ト 港湾法第五十条第一項（入出港書類の統一）に規定する申請等又は同法第五十条の二第二項第一号（電子情報処理組織の設置及び管理等）に規定する処分通知等であつて政令で定めるものに関する業務

三 関税等 関税、とん税、特別とん税及び輸入品に対する内国消

三 関税等 関税、とん税、特別とん税及び輸入品に対する内国消

費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二条  
第一号（定義）に規定する内国消費税をいう。

## 第二章 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理

### （情報通信技術利用法の適用）

第三条 前条第一号に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等又は処分通知等については、当該電子情報処理組織を情報通信技術利用法第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）又は第四条第一項（電子情報処理組織による処分通知等）に規定する電子情報処理組織とみなして、情報通信技術利用法第三条又は第四条の規定を適用する。この場合において、情報通信技術利用法第三条第三項中「同項の行政機関等」とあるのは「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社」と、「当該行政機関等」とあるのは「同項の行政機関等」とする。

2 | 前項の規定により適用される情報通信技術利用法第四条の規定により行われた処分通知等のうち政令で定めるものについては、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に同条第一項の行政機関等から発せられたものとみなす。

（口座振替納付に係る納付書の送付等）

第四条 税関長は、前条第一項の規定により適用される情報通信技術利用法第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により関税等の納付に関する申告その他の政令で定める手続（以下「申告等」という。）を行わせた場合において、預金の払出しとその払

費税の徴収等に関する法律第二条第一号（定義）に規定する内国消費税をいう。

## 第二章 電子情報処理組織による税関手続

### （電子情報処理組織による申告又は処分の通知等）

第三条 税関長は、関税等の納付に関する申告その他の政令で定める手続（以下「申告等」という。）又は申告等に対する処分の通知については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる。

2 | 前項の規定により行われた申告等又は処分の通知は、前条第一号の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に税関に到達し、又は税関から発せられたものとみなし、処分の通知にあつては、当該記録がされた後通常その出力に要する時間が経過した時に当該通知の相手方に到達したものと推定する。

3 | 第一項の規定により行われた申告等又は処分の通知については、当該申告等又は処分を書面の提出又は送達により行うものとして規定した関税等に関する法令の規定に規定する書面の提出又は送達により行われたものとみなして、関税等に関する法令の規定を適用する。

4 | 財務大臣は、前条第一号の入出力装置を設置する税関を官報で告示するものとする。

（口座振替納付に係る納付書の送付等）

第四条 税関長は、前条第一項の規定により申告等を行わせた場合において、預金の払出しとその払い出した金銭による関税等の納付をその預金口座のある金融機関（第二条第一号の入出力装置が設置されている金融機関に限る。）に委託して行おうとする者（通関業者

い出した金銭による関税等の納付をその預金口座のある金融機関（輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された電子計算機が設置されている金融機関に限る。）に委託して行おうとする者（通関業者を含む。）から、その納付に必要な納付書の当該金融機関への送付の依頼があつた場合には、その納付が確実であることが政令で定める方法により確認されたときに限り、その依頼を受けることができる。

2 前項の依頼により納付書が送付された場合には、当該納付書の送付の時に当該納付書に係る関税等が納付されたものとみなして、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第十七条第二項（出港手続）又は第七十二条（関税等の納付と輸入の許可）の規定を適用する。

3 （省略）

（通関士の審査）

第五条 通関業者は、第三条第一項の規定により適用される情報通信技術利用法第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により電子情報処理組織を使用して他人の依頼による申告等（通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第十四条（通関士の審査等））に規定する通関書類を提出することにより行うべきこととされている申告等に限る。）を行う場合には、政令で定めるところにより、当該申告等の入力の内容を通関士に審査させなければならない。

を含む。）から、その納付に必要な納付書の当該金融機関への送付の依頼があつた場合には、その納付が確実であることが政令で定める方法により確認されたときに限り、その依頼を受けることができる。

2 前項の依頼により納付書が送付された場合には、当該納付書の送付の時に当該納付書に係る関税等が納付されたものとみなして、関税法第十七条第二項（出港手続）又は第七十二条（関税等の納付と輸入の許可）の規定を適用する。

3 同上

（通関士の審査）

第五条 通関業者は、第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して他人の依頼による申告等（通関業法第十四条（通関士の審査等））に規定する通関書類を提出することにより行うべきこととされている申告等に限る。）を行う場合には、政令で定めるところにより、当該申告等の入力の内容を通関士に審査させなければならない。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外）

第五条の二 第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う申告等及び申告等に対する処分についての通知については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）第三条（電子情報処理組織による申請等）及び第四条（

第三章 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

第一節 総則

(会社の目的)

第六条 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（以下「会社」という。）は、輸出入等関連業務を迅速かつ的確に処理するため、これに必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を営むことを目的とする株式会社とする。

(議決権の政府保有)

第七条 政府は、常時、会社の総株主の議決権の過半数を保有していなければならない。

(商号の使用制限)

第八条 会社でない者は、その商号中に輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社という文字を使用してはならない。

第二節 業務等

(業務の範囲等)

第九条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 輸出入等関連業務（第二条第二号トに掲げる業務については、会社の使用に係る電子計算機を港湾法第五十条の二第六項（電子情報処理組織の設置及び管理等）の規定により国土交通大臣が指定した場合に限る。以下この項において同じ。）を電子情報処理

電子情報処理組織による処分通知等）の規定は、適用しない。

第三章 独立行政法人通関情報処理センター

第一節 総則

(目的)

第六条 独立行政法人通関情報処理センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項については、この章の定めるところによる。

(名称)

第七条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項（定義）に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人通関情報処理センターとする。

(センターの目的)

第八条 独立行政法人通関情報処理センター（以下「センター」という。）は、国際貨物業務を迅速かつ的確に処理するため、これに必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行うことを目的とする。

(事務所)

第九条 センターは、主たる事務所を東京都に置く。

(資本金)

第十条 センターの資本金は、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二十四号）附則第二条第四項（通関情報処理センターの解散等）の規定

組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること。

二 輸出入等関連業務を電子情報処理組織により処理するために必要なプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。

三 輸出入等関連業務に先行し、又は後続する業務その他の輸出入等関連業務に関連する業務（以下この号において「関連業務」という。）を行う者の使用に係る電子計算機に関連業務を処理するために必要な情報を送信し、又は当該電子計算機から輸出入等関連業務を処理するために必要な情報を受信するため第一号の電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること。

四 前号の送信又は受信のために必要なプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 会社は、前項の業務を営むほか、財務大臣の認可を受けて、その目的を達成するために必要な業務を営むことができる。

3 財務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に協議しなければならない。

#### （会社の責務）

第十条 会社は、前条第一項の業務を営むに当たっては、常に経営が適正かつ効率的に行われるように配慮し、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理が、あまねく全国において、適切、公平かつ安定的に、かつ、なるべく安い料金で行われるように努めなければならない。

#### （一般担保）

により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 センターは、必要があるときは、財務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定によりセンターがその資本金を増加するとき、予算で定める金額の範囲内において、センターに出資することができる。

#### （持分の払戻し等の禁止）

第十一条 センターは、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 センターは、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

#### （持分の譲渡等）

第十二条 政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

2 政府以外の出資者の持分の移転は、譲受け者について第二十条第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなければ、センターその他の第三者に対抗することができない。

3 出資者の持分については、信託財産に属する財産である旨を出資者原簿に記載しなければ、当該持分が信託財産に属することをセンターその他の第三者に対抗することができない。

#### 第二節 役員及び職員

#### （役員）

第十三条 センターに、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

第十一条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

（株式、社債及び借入金）

第十二条 会社は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第百九十九条第一項（募集事項の決定）に規定するその発行する株式（第二十七条第二号において「新株」という。）、同法第二百三十八条第一項（募集事項の決定）に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）、若しくは同法第六百七十六条（募集社債に関する事項の決定）に規定する募集社債（同号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。

2 会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

（代表取締役等の選定等の決議）

第十三条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（事業計画）

第十四条 会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターに、役員として、理事三人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第十四条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項（役員職務及び権限）の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

（役員任期）

第十五条 役員任期は、二年とする。

（役員及び職員秘密保持義務）

第十六条 センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（役員及び職員地位）

第十七条 センターの役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 業務等

（業務の範囲）

第十八条 センターは、第八条の目的を達成するため、次の業務を行



2 財務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に協議しなければならない。

(重要な財産の譲渡等)

第十五条 会社は、財務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。

(定款の変更等)

第十六条 会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分(損失の処理を除く。)、合併、分割及び解散の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 財務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に協議しなければならない。

(財務諸表)

第十七条 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を財務大臣に提出しなければならない。

(秘密保持義務)

第十八条 会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

う。

一 国際貨物業務を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること。

二 国際貨物業務を電子情報処理組織により処理するために必要なプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。

三 国際貨物業務(税関手続に係るものに限る。以下この号において同じ。)に先行し、又は後続する業務その他の国際貨物業務に関連する業務(以下この号において「関連業務」という。)を行う者の使用に係る電子計算機に関連業務を処理するために必要な情報を送信し、又は当該電子計算機から国際貨物業務を処理するために必要な情報を受信するため第一号の電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること。

四 前号の送信又は受信のために必要なプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(積立金の処分)

第十九条 センターは、通則法第二十九条第二項第一号(中期目標)に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項(利益及び損失の処理)の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金(以下この条において「積立金」という。)があるときは、その額に相当する金額のうち財務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項(中期計画)の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

第三節 雑則

(監督)

第十九条 会社は、主務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第二十条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、財務大臣とする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める大臣とする。

一 第九条第一項に掲げる業務のうち第二条第二号ロに掲げる業務に係るものに関する事項 法務大臣

二 第九条第一項に掲げる業務のうち第二条第二号ハに掲げる業務に係るものに関する事項 厚生労働大臣

三 第九条第一項に掲げる業務のうち第二条第二号ニに掲げる業務に係るものに関する事項 農林水産大臣

2 財務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 センターは、積立金の額に相当する金額から第一項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち財務省令で定める基準により計算した額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四節 雑則

(出資者原簿)

第二十条 センターは、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日又は出資者の持分の譲受けの年月日

三 出資額又は出資者の持分の譲受け額（以下「出資額」という。）

3 政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(解散)

第二十一条 センターは、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その

四 第九条第一項に掲げる業務のうち第二条第二号ホに掲げる業務に係るものに関する事項 経済産業大臣

五 第九条第一項に掲げる業務のうち第二条第二号ヘ及びトに掲げる業務に係るものに関する事項 国土交通大臣

2 前項各号に定める大臣は、当該各号に掲げる事項に係る第十九条第二項又は前条第一項の規定による権限の行使に関しては、財務大臣と緊密に連絡するものとする。

#### 第四章 罰則

第二十二条 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十三条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第二十四条 第二十二条第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条（公務員の国外犯）の例に従う。

2 前条第一項の罪は、刑法第二条（すべての者の国外犯）の例に従う。

出資額を限度とする。

（緊急の必要がある場合の財務大臣の要求）

第二十二条 財務大臣は、電子情報処理組織の安全性及び信頼性を確保するため又は電子情報処理組織による税関手続の処理を関税等に関する法令（この法律及びこの法律に基づく命令を含む。）の規定に適合したものとするため緊急の必要があると認めるときは、センターに対し、第十八条第一号から第四号までに掲げる業務に関し、必要な措置をとることを求めることができる。

2 センターは、財務大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（主務大臣等）

第二十三条 センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ財務大臣、財務省及び財務省令とする。

（国家公務員宿舍法の適用除外）

第二十四条 国家公務員宿舍法（昭和二十四年法律第一百七号）の規定は、センターの役員及び職員には適用しない。

第二十五条 削除

#### 第四章 罰則

第二十六条 第十六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為

第二十五条 第十八条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第九条第二項の規定に違反して、業務を営んだとき。

二 第十二条第一項の規定に違反して、新株、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。

三 第十二条第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかつたとき。

四 第十四条第一項の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかつたとき。

五 第十五条の規定に違反して、財産を譲渡し、又は担保に供したとき。

六 第十七条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

七 第十九条第二項の規定による命令に違反したとき。

をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により財務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十八条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

第二十八条 第八条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

改 正 案	現 行
<p>関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（附則第二十二條關係） （承認の要件） 第七條の五（省 略）</p> <p>一（省 略）</p> <p>二 承認を受けようとする者が、特例申告を電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うことその他特例申告貨物の輸入に関する業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していないとき。</p> <p>三（省 略）</p>	<p>関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（附則第二十二條關係） （承認の要件） 第七條の五 同 上</p> <p>一 同 上</p> <p>二 承認を受けようとする者が、特例申告を電子情報処理組織（電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うことその他特例申告貨物の輸入に関する業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していないとき。</p> <p>三 同 上</p>